

リフォーム	福井県産材の定義	原則は生産、乾燥、加工までをすべて県内で実施した木材を県産材と定義する ただし、理由があれば都度相談（県内での加工ができない等）
	対象の住宅	・持家住宅：発注者自らが所有する住宅 ・共同住宅等：長屋または共同住宅のうち人の居住の用に供する専有部分
	申込の時期	申込は工事請負契約締結後、工事着工前に行う
	申込先	一般社団法人 福井県建築組合連合会 福井県福井市日之出5丁目4番7号
	交付申請書を提出してから入金までの期間	およそ1か月から2か月 しかし、書類の修正や立て込んでいる場合は2か月以上かかることもある
	申込は誰が行うのか	工事請負業者が行う
	受理結果通知前に事業着手しても良いか	結果通知前の着工は認めない 審査は、申込→審査→結果通知書送付→事業着手 の順になる
	以前も申込をしたが、もう一度申込は可能か	同じ住宅の場合は、前回の工事完了確認日から5年経過後に申込可能となる
	新築補助物件のリフォーム	新築補助を受けた物件は、完成日から1年以上経過していればリフォームの対象とする
	新築物件の引き渡し後に塀やウッドデッキ工事をした場合、リフォーム補助金の対象か	新築の補助金を受けていないのであれば対象となる 新築の補助を受けている場合は、1年経過後に申込可能となる
	県外の住宅でも可能か	県外の住宅は対象外
	県外に住んでいるが、県内にある住宅のリフォームを行いたい。対象となるか	対象 申込の際は、県内住宅の所有が確認できる書類の添付が必要となる
	店舗等兼用住宅は対象か	延床面積に対する住宅部分の面積の割合が50%以上であれば対象 （廊下や便所等の共用部分については住宅とみなして面積に算入可能） ※店舗部分の改修には、別事業の「あふれる街づくり事業」を活用可能
	小屋/車庫/塀/蔵は対象となるか	住宅に付属するものと考えられるため、対象 住宅から離れた場所にあるものについては、住宅と同一町内または住宅から直線距離が700m以内のもので、所有が確認できるものについても対象となる
	瓦/和紙のみの補助は可能か	不可。県産材を使用することが条件のため、瓦/和紙のみの補助はできない
	他の補助金と併用可能か	他補助金によって併用可否は異なるため、県産材活用課まで問い合わせること
	下請けが申請することは可能か	可能 下請けが申請する場合は、契約書および承諾書を施設の管理者分に加えて、元請け会社のものも添付する必要がある
	補助金の額はどのように算出するのか	構造材は1m3当たり7,000円、板材等は1m2当たり5,000円を使用数量に乗じた金額となり、上限は150,000円である
	所有している森林の木を使用したいが可能か	可能 伐採届または伐採地や伐採量について、立木の所有者が発行する証明書を提出すること（任意様式） 所有者と伐採事業者の間で、伐採の委託契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付すること
	県産材住宅コーディネーター、県産品活用推進センターの会員が分かる書類の提出方法	コーディネーター証や各団体の会員証のコピー等
	県産材住宅コーディネーターになるにはどうしたらよいのか	例年9～12月頃に4回行われる研修を受講した者に県産材住宅コーディネーター証を交付 研修参加希望の場合は、一度、県産材活用課まで問い合わせること
	県産品活用推進センター会員になるにはどうしたら良いのか	県産品活用推進センターの正会員団体（木材組合連合会、建築組合連合会、建築士協会等）の会員であること 県産品活用推進センターの概要 福井県県産品活用推進センター オフィシャルサイト 個人としての会員を希望する場合は、県産品活用推進センター（事務局：福井県建築士事務所協会）に会員登録を行い、会費を納入すること 詳細は、事務所協会に確認すること
	変更届が必要なときはどんな時なのか	使用部材が変更する場合や工期が1か月以上延びる場合等
	検査は行われるのか	10%が抽出され、完成検査を行う 検査が行われる場合は、完成予定日の少し前に福井県建築組合連合会から連絡がある
	補助金は誰に支払われるのか	補助金は申込者である工事請負業者に支払われる 補助金の受領については県として指定するものではないため、相手方と話し合って決めてもらえば良い